

平成24年

第18回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成24年第18回教育委員会会議録

1 期 日 平成24年12月27日 木曜日

2 場 所 教育委員会委員室

3 開 会 午後4時00分

4 閉 会 午後4時15分

5 出席委員 猪股 春夫
北林 真知子
田中 直美
長岐 和行
佐藤 一成
米田 進

6 説明のための出席者

教 育 長 米田 進

教育次長 栗津尚悦

総務課長 深井 智

教育次長 白山雅彦

教職員給与課長 船木和紀

7 会議に附した議案

議案第41号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について

8 議決した事項

議案第41号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について

9 会議の要旨

【猪股委員長】

ただいまより、平成24年第18回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は2番田中委員と4番佐藤委員にお願いします。

それでは、議案第41号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第41号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【猪股委員長】

議案第41号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【佐藤委員】

1ページの概要にある、規則改正後の影響について、例①については2号給下がっていますが、例②は3号給下がっています。どのような基準で、2号給とか3号給が下がるのでしょうか。

【教職員給与課長】

今回の改正は2級133号給以上からですが、若い職員は給与の格差が大きいので、133号給は1号給だけ下げるなど、号給が上がるにつれて格差が広がっていく改正です。

【佐藤委員】

2ページの要綱の「3 施行期日等」に、(2)として、「同じ年度にその受ける号給に異動のあった職員について、なお従前の例によることができることとする」旨の説明があり、各都道府県が独自にこれを採用するかどうかを決めることになると思いますが、1ページには「昇格後の号給に差がでないような措置が講じられている」とありますので、本県はこのように取り扱うと決めたということでしょうか。

【教職員給与課長】

簡単に申し上げますと、規則独特の書き方になりますが、給が変わらず昇給する人をここで全て羅列し、昇格については扱いは別であると言うために、このような表現にしております。

【長岐委員】

今回の改正により、改正しない場合と比べて、概算でどのくらいの差がでますか。

【教職員給与課長】

今回の改正で影響を受けるのは、教頭と校長がほとんどを占めます。今年度末に校長で退職する方が41名なので、その方々の補充として考えると、今回の改正により、平均で月2,700円、賞与を含め年間で43,000円、これが41名ですので、170万円ほどの影響額が出ます。教頭については格差は大きくありませんので、51名が教頭に昇格したとして、約120万円、合わせて年間で300万円ほどの影響があります。

【田中委員】

つまりは、昇格した場合にだけ影響が出るということですか。

【教職員給与課長】

今回の改正は、55歳以上の方の給料が高い原因の一つに、50歳代の昇格が影響していることから、55歳以上の給料を抑制するために、給料そのものの引き下げは行わず、50歳代の昇格から引き下げていくというものです。

【猪股委員長】

他になければ、議案第41号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第41号を原案どおり可決します。

他になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。